

滝沢村 中期財政見通し

計画期間 平成 20 年度（2008）から平成 24 年度（2012）

1 滝沢村の財政状況

平成元年度から平成 18 年度までの決算、平成 19 年度決算見込

(1) 歳入の状況	1
(2) 歳出の状況	2
(3) 収支の状況	4
(4) 基金残高の状況	5
(5) 村債残高の状況	6
(6) 経常収支比率等の状況	7

2 現状での財政見通し（一般会計）

(1) 試算前提条件	8
【歳入】	8
【歳出】	9
(2) 中期財政見通し（現状ベース）	10

3 収支改善への取組

(1) 集中改革プランによる改善	11
(2) 既存事業の見直し、実施方法による改善	12

1 滝沢村の財政状況

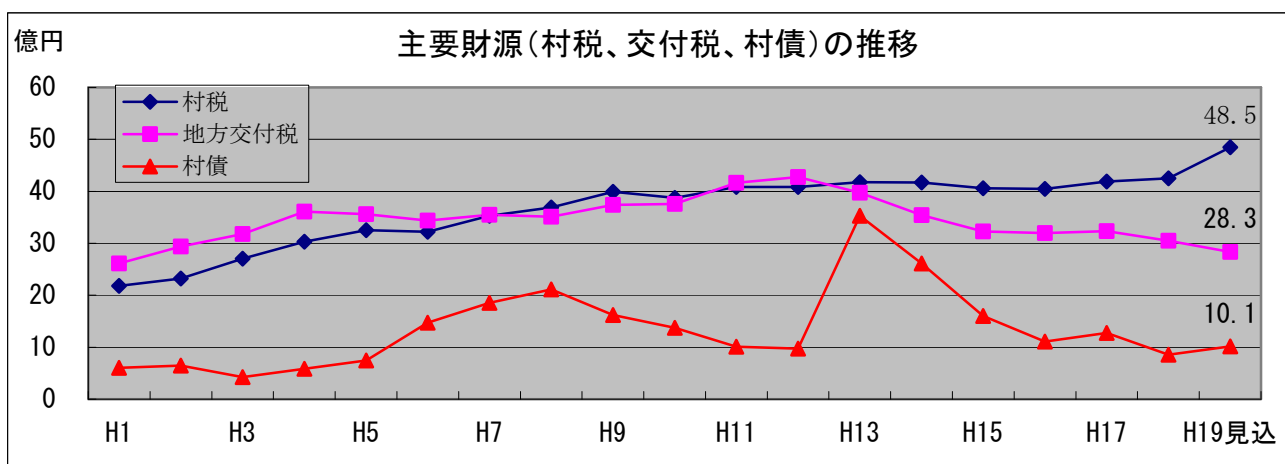
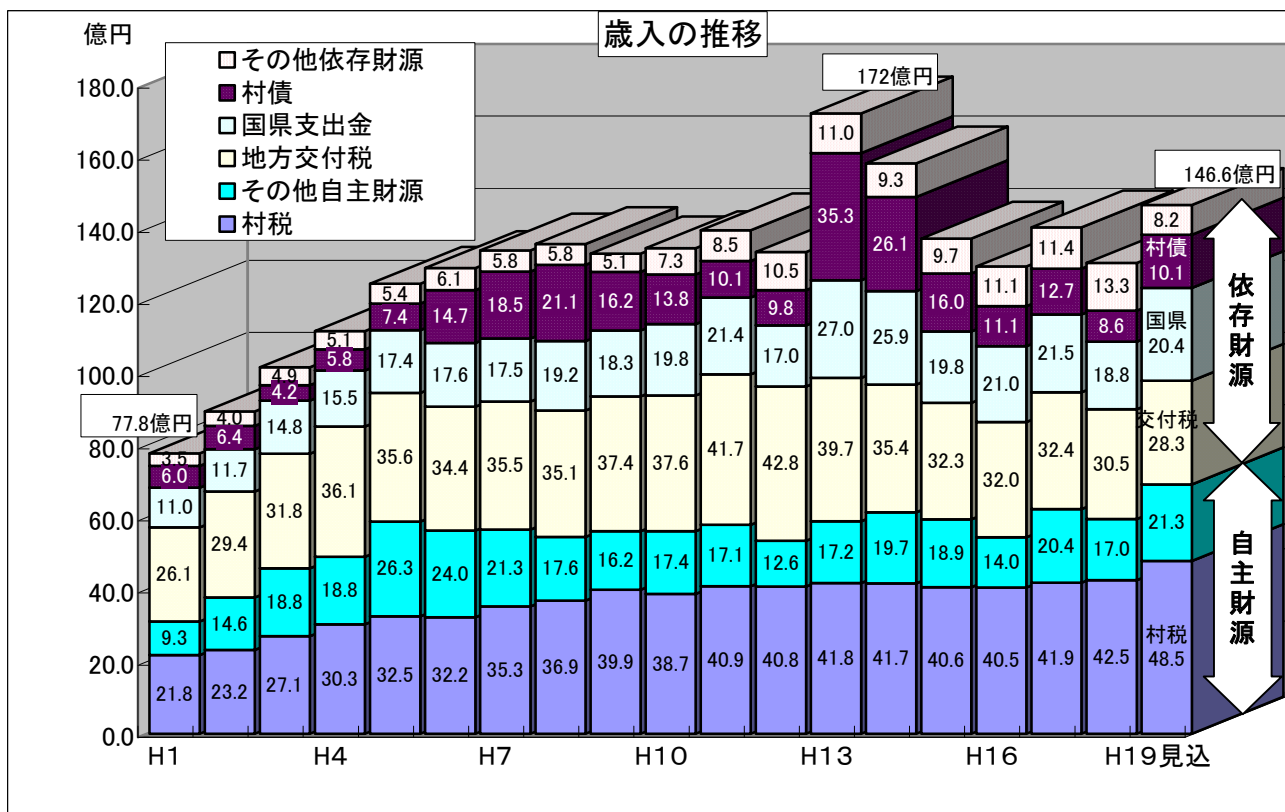
(1) 歳入の状況

滝沢村に入ってくる収入には、様々な種類がありますが、大きく分けて自主財源と依存財源に分けることができます。自主財源とは、村税、使用料など村民の皆様から直接収入するもの等で、依存財源は主に国や県などからの補助金や交付金などになります。

平成元年度から平成5年度までの自主財源は人口の伸びを背景に増加していましたが長引く景気低迷により以降はほぼ横ばいで推移しています。依存財源は大型建設事業等の財源として年度間の増減があり、特に平成13・14年度の増加はごみ焼却施設建設に伴うもので大きく増加しました。

平成元年度と平成19年度を比較すると総額が77.8億円から146.6億円（約1.9倍）に、自主財源は31億円から69億円（約2.2倍）に増加し、行財政規模が拡大してきました。

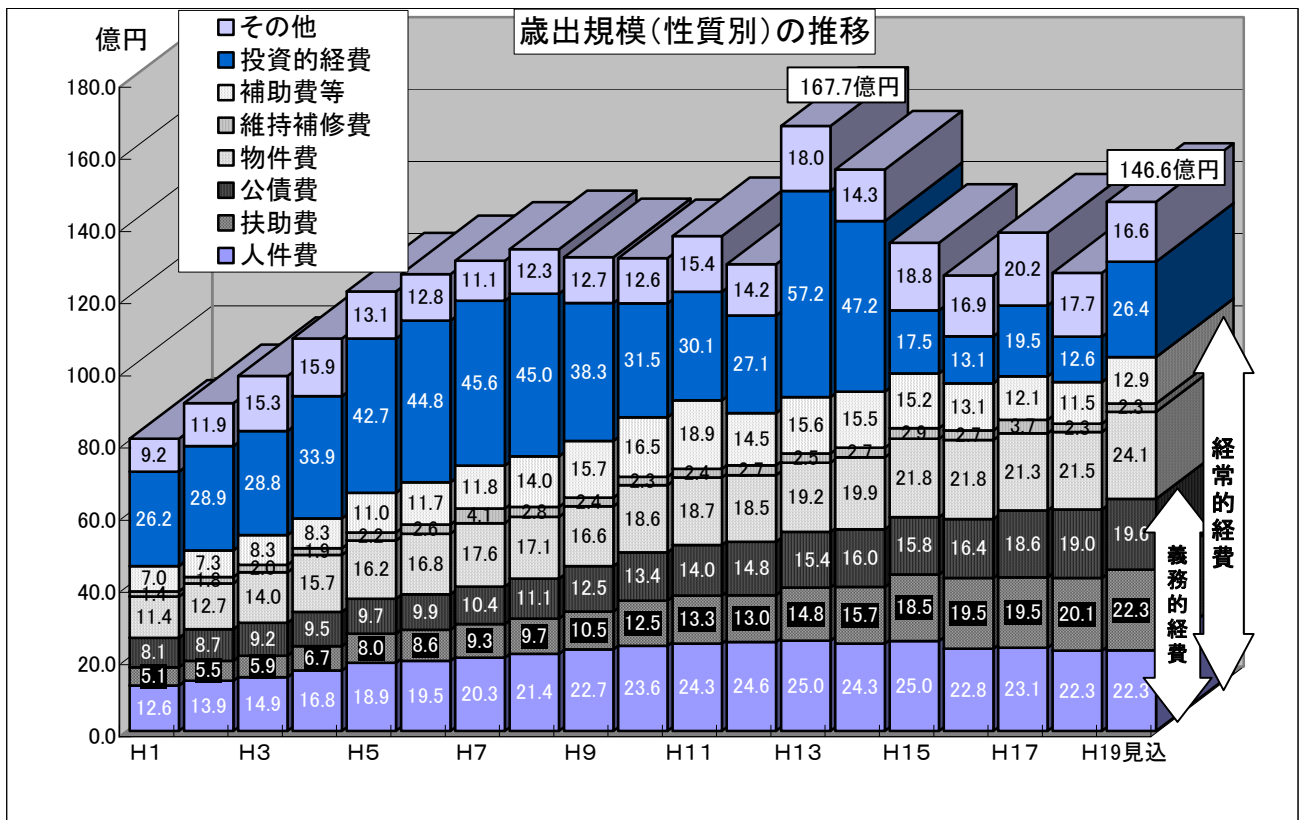
近年では三位一体改革等により依存財源の圧縮が行なわれ、とても厳しい財政状況となっています。平成19年度は税源移譲により自主財源の割合が高くなりました。今まで国や県に頼ってきた歳入は今後、村税など村独自の収入で賄わなければならなくなってきています。



(2) 歳出の状況

歳出にもさまざまな見方や種類がありますが、各年度の歳出を性質別で表したものが下の図です。性質別には大きく経常的経費と投資的経費に分けることができます。経常的経費の中でも人件費・扶助費・公債費は義務的経費とよばれています。

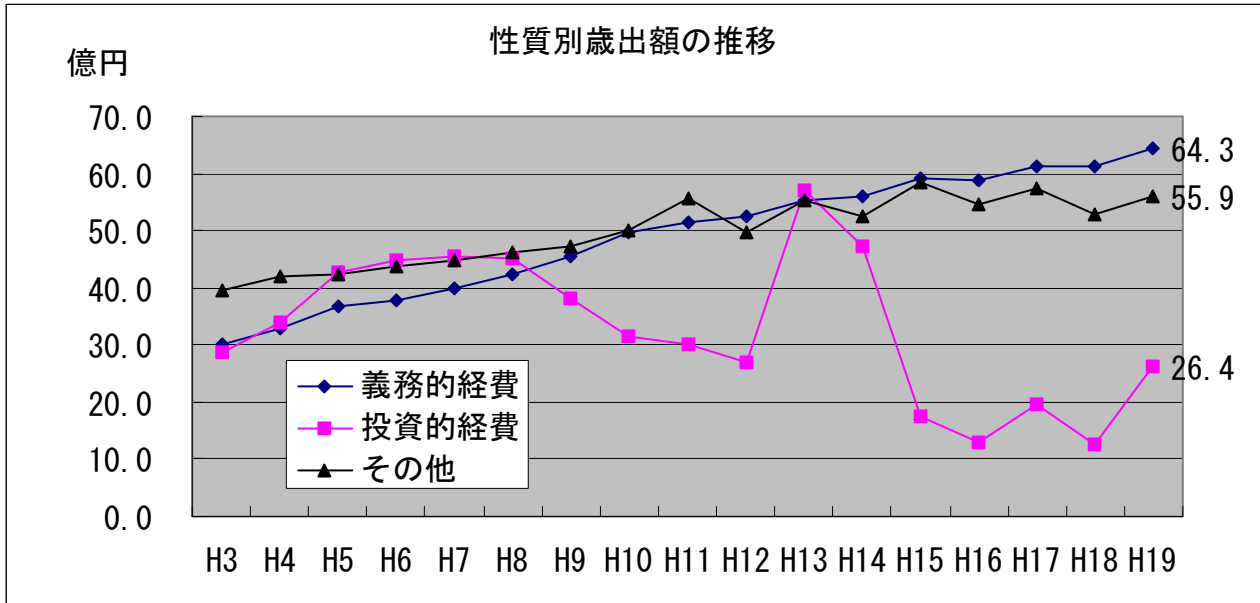
義務的経費は、法令の規定やその性質上、必ず支出しなければならない経費で、容易に削減できない経費です。この義務的経費の割合が高くなると、他の経費に充てる財源の余裕がなくなってしまいます。義務的経費の割合は、平成 18 年度では 48.4% とほぼ半分にまでなっています。



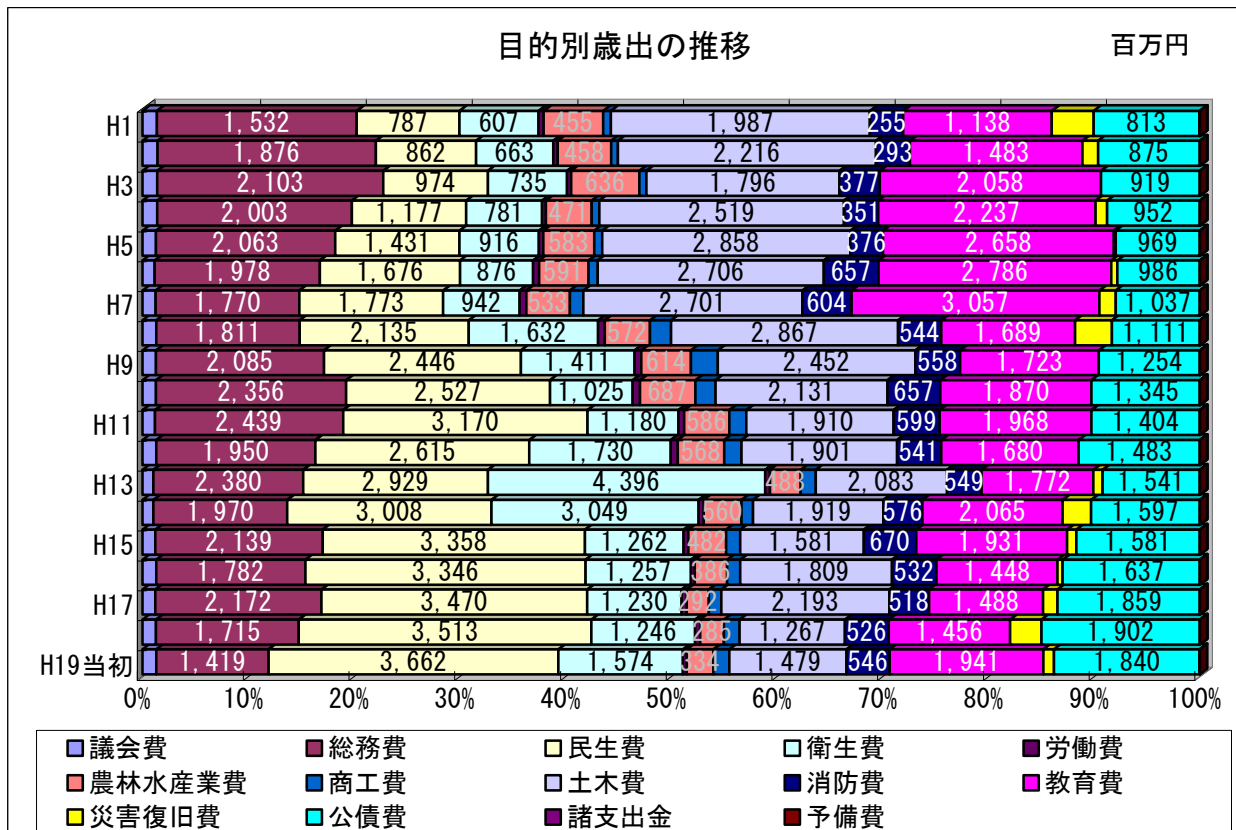
歳出は歳入と同じく、平成 8 年ごろまで村の人口増加や発展と同じくして増加してきました。しかしその後、歳入の伸びが止まり、投資的経費を抑制することにより財政を維持してきました。平成 13 年度と 14 年度はごみ焼却施設建設により大きく増加していますが、その後は隔年で増加と減少を繰り返し、災害復旧事業などの要因を除くと減少傾向になっています。(平成 19 年度決算見込の義務的経費の割合は 43.8% と低下しますが前年度の投資的経費の繰越による影響で一時的なものです。)

各年度の性質別歳出額の推移を見ると、平成 8 年度までは義務的経費と投資的経費は同程度となっていますがその後、投資的経費はごみ焼却施設建設分を除き減少しています。

義務的経費は生活保護法や児童福祉法などに基づき被扶養者に対して支給する扶助費、村債を償還するための公債費が伸び続けています。平成 15 年度以降の歳出総額は大きく伸びていませんが、義務的経費が圧迫するカタチで投資的経費や補助費などが縮小されてきました。



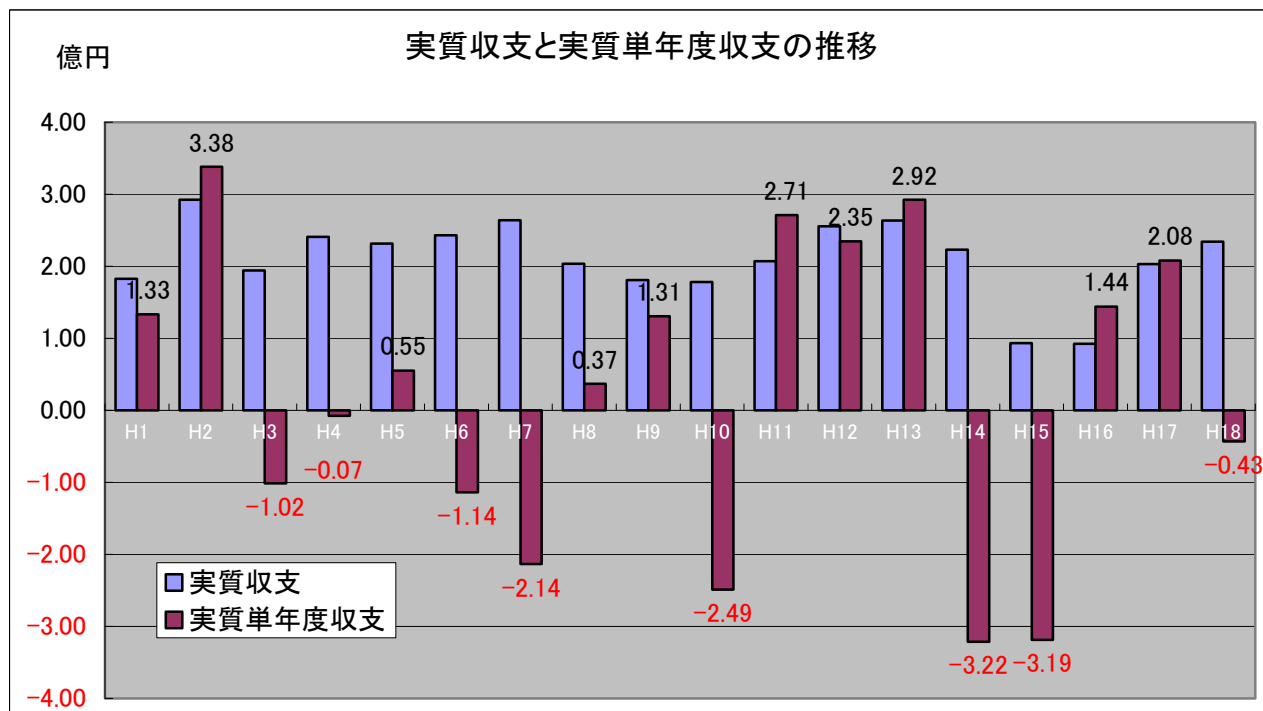
次に、どのような目的に支出されたか（目的別歳出の推移）を見ると、やはり扶助費が多くを占める民生費や公債費が大きく伸びています。逆に土木費、教育費は道路建設や学校建設の縮小により減少しています。



(3) 収支の状況

歳入と歳出のギャップが広がる中、今まで蓄えてきた各種基金や村債等の積極的な活用により財源の確保を行なったことで歳出を高い水準に維持してきました。

これを、実質収支と実質単年度収支という2つの指標で説明します。



実質収支は、入ってきたお金（歳入決算額）から使ったお金（歳出決算額）と翌年度に繰越したお金（翌年度繰越額）を単純に差し引いたものです。

これには、基金（貯金）を使って得たお金も、基金に積み立てたお金も含まれており、ほとんどの自治体で黒字（プラス）になっています。

それに対し、基金の中で最も影響が大きい財政調整基金の積立て・取崩しがなかったらどうなるかを算出したのが実質単年度収支です。

滝沢村では、平成 18 年度、当初予算で不足分 1 億円のほか、災害対応などのため基金を取崩し、4 千 3 百万円、実質単年度収支が赤字となりました。

実質収支 自治体決算の純剰余（赤字の場合は純損失）であり、次の式であらわします。

$$\text{実質収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額} - \text{翌年度繰越財源}$$

実質単年度収支 財政調整基金の積立て・取崩しは、黒字や赤字の大きな要因となるためにこれらの要因を除いて考えた場合の数値で、次の式であらわします。

$$\text{実質単年度収支} = \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{村債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額}$$

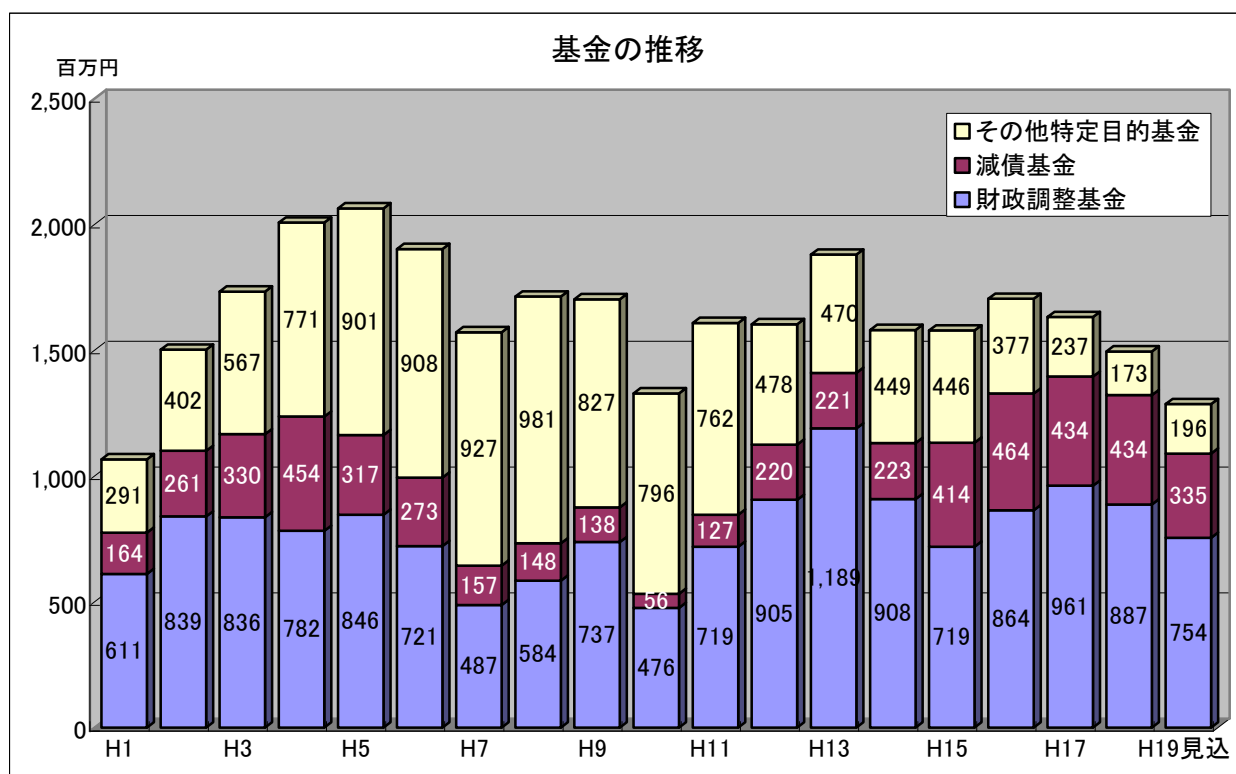
(4) 基金の状況

基金とは、家計でいう預貯金にあたるものです。

滝沢村では、村税等の伸びが好調な時期に、決算時の歳入と歳出の差額などを計画的に積み立ててきました。

公共施設建設など、一時的に多額の費用がかかる事業については基金を取崩し、計画的に活用してきました。

しかし、近年、基金の取り崩しによって財源の確保を行ってきたため総額が減少してきています。このままでは、近い将来貯金が底をつき、家計の赤字を埋めることができなくなってしまいます。



財政調整基金は、年度間の財源調整という役割を持っているもので、景気の変動などにより、一時的に財源が不足した場合の穴埋めとして使われます。

また、村では毎年度の決算差額（歳入－歳出）の2分の1以上をこの基金に積み立てています。

減債基金は、起債の返還（公債費）の財源として使われます。

他に、特定目的基金という、福祉関係・地域整備など個々の目的を達成する事業の財源としてのみ使用可能な基金があります。

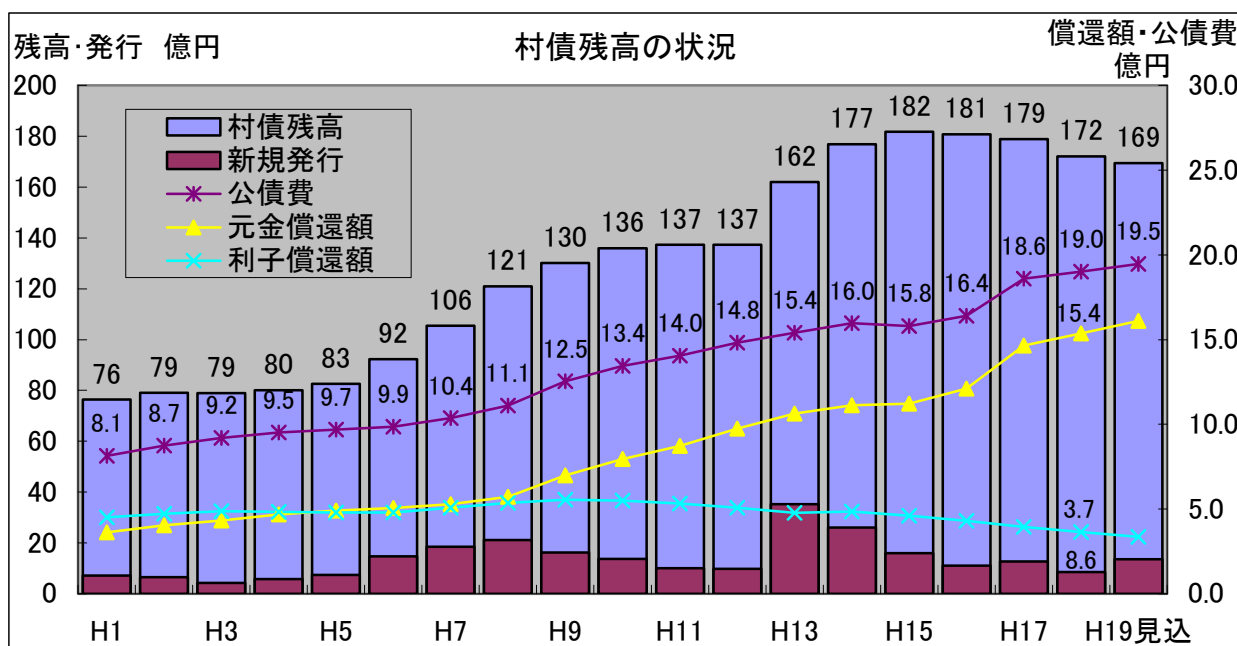
滝沢村には、現在5基金があります。

	18年度末 基金残高	19年度末 基金残高見込 (平成19.9月末)
1 財政調整基金	8億8,682万円	7億5,440万円
2 減債基金	4億3,445万円	3億3,453万円
3 地域整備特別対策基金	789万円	8,109万円
4 地域福祉基金	1億5,540万円	1億540万円
5 ふるさとの水と土保全基金	1,000万円	1,000万円
合計	14億9,456万円	12億8,542万円

(5) 村債残高の状況

地方債（村債）とは家計でいうローンにあたるものです。地方自治体では、原則として赤字の穴埋め目的での借金はできませんが、国の減税政策等により、減税補てん債、臨時財政対策債等の赤字借金もあります。

滝沢村では、公共施設の建設など、一度に多額の経費がかかり、かつ将来その施設を使う世代にも経費を負担してもらうのが妥当な場合に限って村債を発行し、国等から借金をし、歳入を確保してきました。このことを起債といいます。家計にたとえれば、住宅ローンがこれにあたります。



村債残高（まだ返済していない額）は平成 15 年度 182 億円となっており、その年の歳入額 137 億円の 1.3 倍です。村民一人あたりは平成 19 年度見込で約 32 万円、1 世帯あたり約 89 万円になります。

平成 15 年度に村債残高はピークを過ぎ減少していきますが、毎年の返済額（公債費）はあまり変わりません。

村債の返済には 10～25 年かかり、返済額（公債費）は平成 18 年度に 19 億円になっています。借入れた村債の返済額は毎年同じ額を返済していくため、急激な減少は望めず、過去の借入れの返済が終了するまでは同程度の額で推移します。

平成 18 年度は道路整備事業、学校建設事業、災害復旧事業、臨時財政対策債で 8 億 5 千 6 百万円の起債を発行しています。

プライマリーバランス等を考慮し、村債発行を慎重にしていかなければ、村債残高、公債費ともに増加となり、将来への負担が増加することとなります。

※ 平成 19 年度見込の公債費は 1 億 3 千万の借換えを行なうことにより 5 千万円増。借換え分を除く実質は 18 億 3 千万円と減少に転じます。

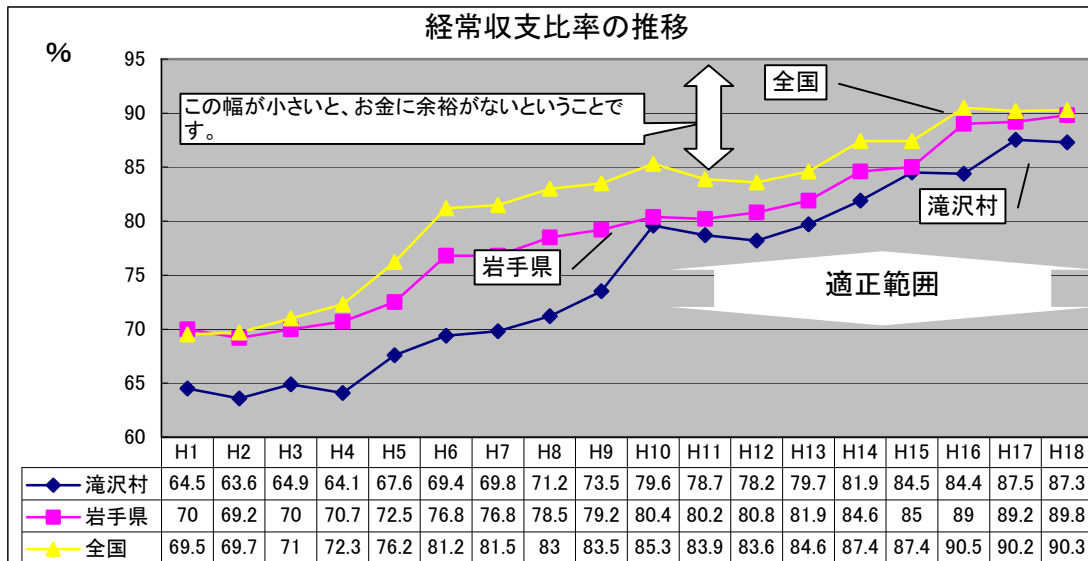
※ プライマリーバランスとは、その年の新規に発行する村債の額を村債の償還元金の額以下に抑えることです。

平成 18 年度では償還元金 15.4 億円、新規発行は 8.6 億円となっています。

(6) 経常収支比率等の状況

① 経常収支比率

義務的経費などの支払に充てる財源（歳入）の割合を示した指数を、経常収支比率といいます。家計にたとえば、住居費、光熱水費などのような、毎月確実に支出される経費が、給与のような毎月決まって得られる収入に占める割合を示したものです。この値が大きければ、新たな村民ニーズに対応できるような支出に充てる財源が乏しく、財政が硬直化しているということになります。適正な値が町村で70～75%、市で75～80%といわれていましたが、現状ではほとんどの市町村が適正範囲を越えています。村は平成9年度まで73.5%と適正範囲の範囲内でしたが、平成18年度は87.3%となり財政の硬直化が一層進み深刻な財政状況になっています。



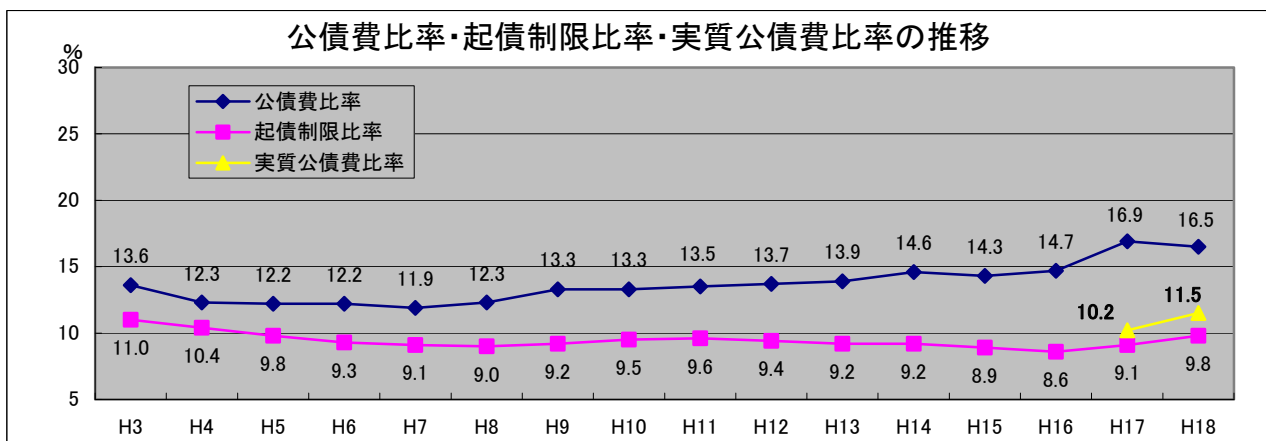
② 公債費比率・起債制限比率・実質公債費比率

公債費を支払うために、歳入のうち一般財源がどのくらい使われたかを示す指標を公債費比率といいます。この指標も、経常収支比率と同様に、財政の硬直化を図る目安となります。

従来、地方債の発行の制限指標とされてきた起債制限比率は、平成18年度から債務負担行為、特別会計・一部事務組合への繰出金に含まれる公債費も対象とし、自治体の債務(借金)をより厳密に表す指標として実質公債費比率となりました。

公債費比率は15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号とされています。

実質公債費比率は18%以上が許可制、25%以上になると原則として地方債の許可が制限されます。



※ 一般財源＝地方税＋地方譲与税＋各種交付金等＋地方交付税

2 現状での財政見通し（一般会計）

滝沢村財政の特徴をもとに、今後の制度改正や、平成 18 年度までの行政改革による取り組みなど現時点で想定される試算条件を踏まえて、平成 20 年度から平成 24 年度までの普通会計における財政見通しを示します。

(1) 試算前提条件

平成 20 年度計画額については平成 19 年 11 月時点での各部要求予算額を基本に性質別に計上し、推計しています。

平成 21 年度、平成 22 年度については、現時点での総合計画に基づく実行計画の額を勘案し、計上しています。平成 23 年度以降については、前 3 カ年に基づく推計によります。

なお、個別の推計方法は、以下の条件により推計しています。

【歳入】

○ 村税

各税目、区分ごとに現行税率をもとに調定額を積算し、平成 19 年度見込収納率を乗じ算出しています。個人住民税については雇用情勢に回復の兆しはあるものの大幅な増加の期待はできず年 0.5%から 1.0%の間での増加として推計。法人村民税については本村の特徴と経済情勢を踏まえて推計。固定資産税については評価替えを加味し、各年度の課税標準額の推計を行い軽減、減免を控除し推計。その他の税目については平成 20 年度要求予算と同額として推計しました。

○ 使用料等

使用料手数料については、料金改定、減免制度、現行の指定管理者による利用者増による増額等を勘案し推計し、分担金負担金については平成 20 年度要求予算と同額として推計しています。

○ その他収入

繰入金として、減債基金については平成 22 年度まで毎年 1 億円取崩、地域福祉基金を平成 21 年度まで 5 千万円取崩としました。諸収入については平成 20 年度要求予算を基本に歳出特定財源分を勘案し推計しています。

○ 地方交付税

平成 20 年度については総務省概算要求に基づき国出口ベースにより基準財政需要額、基準財政収入額を試算し推計。平成 21 年度以降については経済諮問会議(構造改革と経済財政の中期展望-2005 年度改定参考試算(H18.1.18))の基本ケースにより積算。なお臨時財政対策債は平成 21 年度までとしています。

○ 国庫支出金・県支出金及び村債

平成 20 年度予算要求額による特定財源分を勘案し平成 22 年度まで推計。平成 23、24 年度については普通建設事業費を基準にそれぞれ算出しています。なお、臨時財政対策債は地方交付税制度に合わせ推計し、現行制度期限の平成 21 年度までとしています。

○ 譲与税・交付金等

平成 20 年度予算見込額の同額として推計しています。

【歳出】

○ 人件費

職員給については平成 19 年度一般会計 261 人（総人員 304 人）の職員数を基に、職員の定年退職年を基本として採用人数を考慮の上、一般会計の人数により積算。他の人件費については平成 20 年度要求予算額を基本とし推計しています。

○ 扶助費

人口増加は鈍化しており、高齢化が進み、少子化対策、高齢化対策等が継続するものとして過去実績等を勘案し、平成 20 年度要求予算を基本として、平成 21 年度以降 0.7%増として推計しています。

○ 公債費

平成 19 年度決算見込による現在の償還計画に加え、新規起債発行は実行計画に基づく起債額により償還額を各年度ごとに試算しています。なお、新規発行条件は 3 年据置 15 年償還、借入利率 3.5%、元利金等償還を基本としています。

○ 普通建設事業費

平成 20 年度は要求予算額を基に計上しています。平成 21、22 年度までは実行計画を基とし推計し、平成 23 年度以降は過去 5 年平均により推計しています。

○ 繰出金

各特別会計ごとの財政計画、経営計画等により一般会計繰出金を推計しています。但し、後期高齢者特別会計への制度変更による繰出金については現在制度が不確定なため、現行の国民健康保険及び老人保健特別会計繰出金を基に推計しています。

○ 物件費、維持補修費、補助費、積立金、投資・出資・貸付金、積立金

平成 20 年度については要求予算額を基に計上しています。平成 21、22 年度は実行計画により同額として推計しています。

以上の前提条件を基に計画期間（平成 20 年度から平成 24 年度）5 ヶ年の歳入歳出の収支の見通しが次の表です。

この財政見通しでは、毎年 5 億円程の財源不足となり、

5 ヶ年では **約 24 億円** の財源不足となります。

(2) 財政見通し (現状ベース)

単位：百万円 %

		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
自主財源	村税	4,901	2.3	4,925	0.5	4,954	0.6	5,023	1.4	4,998	▲ 0.5
	使用料等	127	2.1	129	1.6	129	0.0	129	0.0	129	0.0
	その他の収入	1,350	▲ 32.5	1,369	1.4	1,389	1.4	1,294	▲ 6.8	1,295	0.0
	小計	6,378	▲ 7.8	6,424	0.7	6,472	0.8	6,447	▲ 0.4	6,422	▲ 0.4
依存財源	地方交付税	2,783	▲ 3.2	2,832	1.8	3,085	9.0	3,081	▲ 0.2	3,119	1.2
	国庫支出金	1,446	▲ 16.0	1,379	▲ 4.6	1,310	▲ 5.0	1,315	0.4	1,321	0.4
	県支出金	861	▲ 1.6	835	▲ 3.0	816	▲ 2.3	818	0.3	820	0.3
	譲与税・交付金	811	1.5	811	0.0	805	▲ 0.7	805	0.0	805	0.0
	村債	768	▲ 47.9	806	4.9	402	▲ 50.1	482	19.9	498	3.2
	小計	6,668	▲ 13.9	6,662	▲ 0.1	6,418	▲ 3.7	6,501	1.3	6,562	0.9
歳入合計		13,046	▲ 11.0	13,087	0.3	12,890	▲ 1.5	12,947	0.4	12,984	0.3

経費区分	性質別区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	
経常的経費	義務的費	人件費	2,241	0.4	2,281	1.8	2,233	▲ 2.1	2,242	0.4	2,238	▲ 0.2
		扶助費	2,237	0.1	2,253	0.7	2,269	0.7	2,285	0.7	2,301	0.7
		公債費	1,837	▲ 6.4	1,865	1.5	1,854	▲ 0.6	1,853	▲ 0.0	1,807	▲ 2.5
		物件費	2,487	3.1	2,487	0.0	2,487	0.0	2,487	0.0	2,487	0.0
		維持補修費	237	1.7	237	0.0	237	0.0	237	0.0	237	0.0
		補助費等	1,465	13.6	1,465	0.0	1,465	0.0	1,465	0.0	1,465	0.0
		小計	10,504	1.3	10,588	0.8	10,544	▲ 0.4	10,568	0.2	10,534	▲ 0.3
その他経費	積立金	4	▲ 97.8	4	0.0	4	0.0	4	0.0	4	0.0	
	投資・出資・貸付金	166	▲ 8.1	166	0.0	166	0.0	166	0.0	166	0.0	
	繰出金	1,235	▲ 4.0	1,194	▲ 3.3	1,181	▲ 1.1	1,207	2.3	1,260	4.3	
	小計	1,405	▲ 14.9	1,365	▲ 2.9	1,351	▲ 1.0	1,378	2.0	1,430	3.8	
投資的経費	普通建設事業費	1,626	▲ 18.7	1,649	1.4	1,515	▲ 8.1	1,452	▲ 4.1	1,452	0.0	
	災害復旧事業費	0	▲ 100.0	0	▲ 97.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	小計	1,626	▲ 38.5	1,649	1.4	1,515	▲ 8.1	1,452	▲ 4.1	1,452	0.0	
歳出合計		13,535	▲ 7.7	13,601	0.5	13,410	▲ 1.4	13,398	▲ 0.1	13,417	0.1	

収支(歳入－歳出)	▲ 489	▲ 514	▲ 519	▲ 451	▲ 432
-----------	-------	-------	-------	-------	-------

村債残高	16,462	15,763	14,657	13,577	12,538
経常収支比率	87.6	88.6	89.2	89.0	89.0
実質公債費比率	12.2	13.0	13.0	12.9	12.7

※表示単位未満で調整を行なっているため、小計、合計及び伸び率が一致しない場合があります。

平成 20 年度から平成 24 年度までの不足額合計 **24 億 5 百万円**

平成 19 年度末基金残高見込額 (平成 19 年 12 月補正後) **12 億 1 千 3 百万円**

うち 財政調整基金 **6 億 8 千 2 百万円**

3 収支改善への取組について

毎年の財源不足を解消するため、今後、実行計画の事業精査や集中改革プラン及び予算編成により見直しを行いながら解消していくものとします。

(1) 加速アクションプランによる財政効果

滝沢村集中改革プランは平成16年度を起点として平成21年度まで計画されていますが、全国的に地方自治体の財政状況が悪化する中、今後の行政サービスを維持し、新たな行政ニーズに対応する為にも、今一度現状を振り返り、行政サービスの無理や無駄が無いかを洗い出す必要があります。

このため、既存の滝沢村集中改革プランに加えて、平成19年度に平成24年度までの「加速アクションプラン」を新たに策定中です。

A 村の収入を増やす取組み (単位 百万円) 税金や税金以外の村の収入の増に向けた取組み例 ①既存滝沢村集中改革プラン実績額及び見込み額 60百万円 (H17～H19 までの対前年効果額の積上げ) ②既存滝沢村集中改革プラン見込み額 15百万円 (H20～H21 までの対前年効果見込み額の積上げ) ③滝沢村集中改革プラン(加速アクションプラン)計画額 12百万円 (H20～H24 までの対前年効果見込み額の積上げ)	既存アクションプラン 単年度効果(見込み)額の 積上げ		加速ア クシ ョ ン プ ラ ン 単 年 度 効果(見 込 み)額の 積上げ
	①H17～ H19 今までの 効果と見 込み	②H20 ～H21 これからの 見込み	③H20 ～H24
・税金のコンビニ収納等の収納環境の整備拡充を検討します。			} 7
・インターネット公売を促進します。			
・滞納整理を推進します。	56	15	
・税金の賦課徴収のシステム化を図り、事務の効率化をします。			} 1
・庁舎内広告、封筒広告等により歳入を増やします。			
・使用料、手数料を受益と負担の関係により見直します。	4	0	2
・現在無料の学校施設の使用料について検討します。			
・職員駐車場の有料化を検討します。			2
・未利用財産、保有する株式等の売却を検討します。			0
B 村の歳出を抑制する取組み (単位 百万円) 歳出の抑制に向けた取組み例 ①既存滝沢村集中改革プラン実績額及び見込み額 176百万円 (H17～H19 までの対前年効果額の積上げ) ②既存滝沢村集中改革プラン見込み額 101百万円 (H20～H21 までの対前年効果見込み額の積上げ) ③滝沢村集中改革プラン(加速アクションプラン)計画額 578百万円 (H20～H24 までの対前年効果見込み額の積上げ)	既存アクションプラン 単年度効果(見込み)額の 積上げ		加速ア クシ ョ ン プ ラ ン 単 年 度 効果(見 込 み)額の 積上げ
①H17～ H19 今までの 効果と見 込み	②H20 ～H21 これからの 見込み	③H20 ～H24	
・公共施設の指定管理者制度を拡大します。		15	9
・公共施設の在り方(統廃合・運営見直し)を見直します。	1	0	38
・事務事業の整理統合を図ります(類似事業の統合等)。			15

・民間事業者に委託可能な事務の委託を推進します。			10
・道路、施設等の建設事業を計画的に行います。	110	73	436
・職員の定員管理を適切に行います。	13	12	
・少ない職員で業務が行える効率的な組織を構築します。			
・村長等の特別職の給与を見直します。			1
・退職手当組合負担金の在り方を検討します。			69
・補助金の整理合理化	36	0	0
・その他	16	1	0
C 合計 (A+B) (単位 百万円)	①H17～ H19	②H20 ～H21	③H20 ～H24
滝沢村集中改革プラン (H17～H19) 実績額と見込み額《今まで》	236		
滝沢村集中改革プラン (H20～H21) 見込み額《これから》		116	
滝沢村集中改革プラン (H20～H24) (加速アクションプラン) 見込み額			590
H20～H24 までの集中改革プラン効果額 (既存プラン+加速プラン)			706

- ※ この表は、加速アクションプランにおける財政的効果が期待される取組みをわかりやすくピックアップしたものです。百万円未満は表示されていません。
- ※ 効果額は、各年度の対前年効果額（効果見込み額）の積上げとなっています。
- ※ 効果額は、見込み額の為、平成 19 年 12 月現在のものであり、今後の加速アクションプランの精査により変更があります。

(2) 既存事業の見直し、実施方法による改善

財政見直しによる約 24 億円の財源不足に対し、

集中改革プランによる効果額は約 7 億円となっていることから、

なお且つ **17億円の財源不足** が見込まれます。

このため、既存の計画されている事業についても、限られた資源をいかに効果的、効率的に投入するかが重要となり、住民の皆さまとの対話のもと、負担とサービスの関係性や地域における役割分担、実施時期について、国、県の動向や社会状況の変化などの時々に応じ、必要な見直しを行い、改善を図っていくものとします。